

# 医療機関でのエックス線装置の使用について（主な注意点）

## 1. エックス線の照射について（診療放射線技師法第24条）

エックス線照射は医師・歯科医師・診療放射線技師でなければ、人体に照射することはできません。

## 2. 届出について（医療法第15条第3項）

診療所にエックス線装置（その他放射線装置）を設置した場合には届出が必要です。

- 1) 備付届・・・装置を初めて施設に備え付けた時。
- 2) 変更届・・・装置を更新した時、装置の台数を変更した時、及びエックス診療室の構造を変更した時。
- 3) 廃止届・・・装置をすべて備えなくなった時。

## 3. エックス線診療室の標識について（医療法施行規則第30条の4）

- 1) エックス線診療室の入り口付近にエックス線診療室である旨の標識が必要です。

## 4. エックス線装置を操作する場所について（医療法施行規則第30条の4）

- 1) 原則、エックス線診療室内に操作する場所を設けることはできません。

## 5. 注意事項について（医療法施行規則第30条の13）

- 1) エックス線診療室の目のつきやすい場所に放射線障害防止に必要な注意事項（患者用・従者用）を掲示する必要があります。

## 6. 使用場所について（医療法施行規則第30条の14）

エックス線装置は、エックス線診療室（管理区域）の中で使用しなければなりません。

- 1) エックス線撮影に関係のない一般の機器や物品等の保管場所として使用することは認められません。
- 2) エックス線診療室で、他の検査を行うことは認められません。（エコー・心電図など）
- 3) エックス線診療室にエックス線装置が複数ある場合は、同時照射を防止するための装置が必要です。（同時照射防止装置設置）

## 7. 管理区域について（医療法施行規則第30条の16）

- 1) エックス線診療室の入り口付近には、管理区域である旨の標識を掲示する必要があります。
- 2) 管理区域の中にみだりに立ち入らないような措置を講じる必要があります。

## 8. 放射線業務従事者の被ばく防止について（医療法施行規則第30条の18）

- 1) 必要に応じて、プロテクターを使用するなど、従事者の被ばく防止措置を講じてください。
- 2) 従事者の被ばく線量測定をする必要があります。（ガラスバッジ・ルミネスバッジ・フィルムバッジなど）

## 9. 使用中の表示について（医療法施行規則第30条の20第2項）

- 1) エックス線装置を使用している時は、使用中のランプを点灯するなどの表示が必要です。

## 10. 管理区域境界の測定について（医療法施行規則第30条の22）

- 1) 管理区域（エックス線診療室）におけるエックス線の漏洩が基準以下であるか測定する必要があります。
- 2) 測定は、初めて使用する前に一回、その後は6ヶ月を超えない期間ごとに一回測定する必要があります。
- 3) 測定の結果は5年間保存する必要があります。